

奈良県保険者協議会議事録等公開取扱要領

制定 令和4年3月18日

改正 令和4年8月10日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、奈良県保険者協議会設置運営規程第9条の規定に基づき、奈良県保険者協議会（以下「本会」という。）の保有する議事録等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「議事録等」とは、本会の議事録及び会議開催の際に使用した資料とする。

第2章 議事録等の開示

(開示申請の手続)

第3条 開示の申請（以下「開示申請」という。）は、奈良県保険者協議会会長（以下「会長」という。）に議事録等情報開示申請書（第1号様式）を電子メールで提出することにより行うものとする。

(議事録等の原則開示)

第4条 会長は、開示申請があったときは、奈良県情報公開条例（平成13年奈良県条例第38号）の例により、開示することが不適當な情報を除き、開示申請者に対し、当該議事録等を開示するものとする。

(開示の期限)

第5条 開示は、開示申請があった日から起算して原則30日以内に行うものとする。

(全部不開示に対する措置)

第6条 会長は、開示申請に係る議事録等の全部を開示しないとき（開示申請に係る議事録等を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示申請者に対し、その旨を不開示決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(開示の実施)

第7条 議事録等の開示は、写しの電磁的記録を電子メールで提供することにより行うものとする。

第3章 雑則

(公開に関する事務)

第8条 開示に関する事務は、奈良県国民健康保険団体連合会が担うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月10日から施行する。

第1号様式

議事録等情報開示申請書

年 月 日

奈良県保険者協議会会長 殿

郵便番号

住所 又は 居所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 〕

連絡先

電話番号

メールアドレス

奈良県保険者協議会議事録等公開取扱要領第3条の規定に基づき、下記のとおり議事録等の開示を申請します。

記

1. 申請する議事録等の名称

2. 議事録等を特定できる日時

第2号様式

奈保協第 号

令和 年 月 日

殿

奈良県保険者協議会

会長

(公印省略)

不開示決定通知書

奈良県保険者協議会議事録等公開取扱要領第3条の規定に基づき、 年 月 日
付で開示申請がありました にかかると議事録等について
開示しないことを決定しましたので通知いたします。